平成 30 年度

保育士修学資金貸付制度
申し込みのしおり

募 集 要 項

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

目　次

保育士修学資金貸付制度の概要……Ｐ　３

申し込みから返還免除までの流れ……Ｐ　６

Ｑ＆Ａ……Ｐ　７

募集要項……Ｐ　９

申請様式等……Ｐ１７

保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付制度とは

保育士資格取得のために、保育士養成施設で学ぶ学費を貸付する制度です。卒業後１年以内に**保育士**登録をして、茨城県内の**保育所等**の指定施設で、**保育士**業務に５年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除されます。

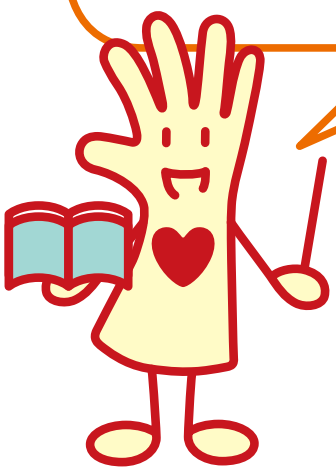

保育士修学資金貸付制度の概要

1　目的

保育士養成施設（以下、「養成施設」という）に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2　貸付対象

貸付対象者は、保育士養成施設に在学し、卒業後に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等に保育士として業務に従事する意思のある方で、成績が優秀で家庭の経済状況等から、修学資金の貸付けを必要とする次のいずれかに該当する方です。

ただし、他の都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他の公的な貸付制度による修学資金等を借受けていない方に限ります。

（１）茨城県内に住民登録をしている
（２）茨城県内の養成施設に在学している者（ただし、通信課程は除く）
（３）茨城県外の養成施設に入学するために住民登録を異動した者で前年度に茨城県に住民登録していた

3　貸付額等（無利子）

修学資金　月額　　５０，０００円（原則２年間）
　　総額　１，２００，０００円以内
入学準備金　　２００，０００円（初回の貸付時　新入生のみ）
就職準備金　　２００，０００円（最終回の貸付時）

※入学準備金、就職準備金単独では貸付けできません。

その他、生活費加算制度があります。

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方は、上記の貸付内容に加えて生活費の一部として費用を加算することができます。加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。加算額について貸付決定後、貸付期間中に加算額の変更はできません。※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

4　連帯保証人

連帯保証人が１名必要です。申請者が未成年者の場合は、法定代理人（父または母）を連帯保証人としてください。

5　申込み・貸付決定

養成施設長の推薦を受け、茨城県社会福祉協議会に養成施設をとおしてお申込みください。茨城県社会福祉協議会は、申込み内容を審査し、貸付の可否を決定します。

6　返還免除

養成施設を卒業した日から１年以内に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等の業務従事施設において、引き続き５年間（過疎地域においてまたは中高年離職者の場合は３年間）保育士業務に従事したときは貸付金の返還が免除になります。

7　返還

返還免除の要件を満たさなくなった場合は返還となります。

貸付期間の２倍に相当する期間内に返還していただきます。返還期間内に返還されない場合は、延滞元金に対し年利子５％を徴収します。

8　返還猶予

次の（１）から（３）の場合、貸付金の返還が猶予されます。

（１）修学資金の貸付けを解除した（留年や退学等）後も引き続き当該養成施設に在学しているとき

（２）県内の指定施設において、保育士の業務に従事しているとき

（３）保育士の業務に従事している間に、災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき

9　その他

貸付制度の詳細については、保育士修学資金貸付の決定後、貸付契約を行う説明会でご説明させていただきます。

説明会については、貸付決定者（申請者本人）が必ず出席してください。

【表１】返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等		施設等種別
全国			国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第２項の委託を受けた施設
			肢体不自由児施設「整肢療護園」
			重度心身障害施設「むらさき愛育園」
県内施設	児童福祉法	第６条の２の２第２項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第６条の２の２第４項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第７条	保育所／幼保連携型認定こども園／助産施設／乳児院／母子生活支援施設／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／情緒障害児短期治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター
		第12条の４	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の６	指定保育士養成施設
		第６条の３第９項から第12項までに規定する業務または第39条第１項に規定する業務を目的とするものであって第34条の15第２項、第35条第４項の認可又は認定こども園法第17条第１項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア）第59条の２の規定により届出を出した施設
			イ）アに揚げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設
			ウ）雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置･運営等支援助成金の助成を受けている施設
			エ）「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			オ）国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第６条の３第９項から12項までに規定する業務または法第39条第１項に規定する業務を目的とする施設
		第６条の３第９項から第12項までに規定する業務であって第34条の15第１項の事業及び同法条第２項の認可を受けたもの	家庭的保育事業
			小規模保育事業
			居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
		第６条の３第13項に規定され、第34条の18第１項の規定による届出を行ったもの	病児保育事業
		第６条の３第２項に規定された第34条の８第１項の規定により市町村が行うもの及び同条第２項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業
		第６条の３第７項に規定され、第34条の12第１項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業
	学校教育法	第１条	教育時間終了後に教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園
			認定こども園に移行を予定している幼稚園
	就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第２条第６項	認定こども園
	子ども・子育て支援法	第30条第１項第４号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設

申し込みから返還免除までの流れ

申込み → 審査・決定 → 契約書類提出 ※説明会出席 → 貸付金交付

申込み	審査・決定	契約書類提出 ※説明会出席	貸付金交付
４月～５月	７月	８月	９月
	※県社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。	※貸付契約は、説明会にご本人が出席しておこないます。	※通常の貸付金の交付は年４回（３ヶ月分）指定口座に振り込み

養成施設に在学中は、在学証明書を提出

↓

※氏名・住所変更など状況の変更に応じて手続きを行っていただきます。
（留年・退学については契約解除になります。）

卒業・資格取得 / 保育士登録 → 保育士業務従事 / 猶予申請・決定 → 所定期間従事 / 免除申請・決定

※氏名・住所変更や業務従事先変更など、状況の変更に応じて手続きを行っていただきます。

Q & A

Q．申込みはどのようにしたらよいですか。

Ａ．指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）を通して申請していただきます。養成施設で募集要項を受け取り、定められた期間内にお申込み下さい。養成施設に募集要項がない場合は、養成施設に募集要項をお届けします。

Q．連帯保証人になるのは誰でもよいですか。

Ａ．申請者が未成年の場合は、法定代理人（父または母のどちらか）になります。特別な事情等ある場合はご相談ください。

Q．茨城県外の養成施設に入学しました。修学資金の貸付けを申請できますか。

Ａ．茨城県内に住民登録がある人、または、養成施設に入学するため県外に引越しした場合で入学の前年度まで茨城県に住民登録していた人は申請できます。

※養成施設を卒業後、保育士登録をして茨城県内で保育士として業務従事することも条件です。

Q．養成施設の２年生ですが、申請できますか。

Ａ．２年生以降の方でも申請できます。

Q．日本学生支援機構の奨学金の申込をしていても申請できます。

Ａ．日本学生支援機構、銀行ローン等の利用をしていても申請は可能です。

他の公的支援制度、国庫補助事業等を活用している場合は貸付の対象とならない場合がありますのでご相談ください。

Q．申請すれば必ず貸付してもらえますか。

Ａ．貸付を決定するには審査がありますので、貸付できない場合もあります。

【メ　モ　欄】

平成３０年度

保育士修学資金貸付申請者募集要項

１　申請者募集期間

養成施設から茨城県社会福祉協議会への申請書等提出期間

平成30年５月７日(月)から６月15日(金)【必着】

【注意事項】

○　保育士修学資金の貸付け申請は、在学する養成施設においてとりまとめのうえ、茨城県社会福祉協議会へ一括して提出して下さい。

○　養成施設単位で申請内容、添付書類等に不備がある場合は受理できませんので、記載内容・添付書類を確認し、余裕をもって提出して下さい。

メモ

・養成施設へ学生さんが申請書類等を提出する期限

平成 30 年　　月　　日（　　曜日）

・提出先

２　募集人数

160名程度

３　貸付対象者（貸付申請できる人）

貸付の対象となるのは、養成施設に在学する学生（平成30年度入学又は平成30年４月１日現在在学中（正規の履修期間内であること））で、卒業後１年以内に保育士資格登録し、茨城県内の保育所等で保育業務に従事する意思を持ち、学業成績が優秀で家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる、次の（１）から（３）のいずれかに該当する者を対象として貸付を行います。

（１）茨城県内に住民登録をしている。

（２）茨城県内の養成施設に在学している。

（県外に住民登録していても申請可能）

（３）茨城県外の養成施設に入学するために県外に転居し、入学する前年度に茨城県内に住民登録していた。

※次アからウに該当する場合は上記要件を満たしていても、貸付が認められません。

ア　生活福祉資金の貸付を受けている場合

イ　他の都道府県が実施している同様の保育士修学資金貸付を受けている場合

ウ　ハローワークが実施する高等職業訓練促進給付金を受けている場合

４　貸付期間

貸付期間は原則２年間です。

ただし、正規の修学期間が２年を超える養成施設に在学する場合、２年分の修学資金に相当する金額の範囲であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることが可能です。

５　貸付金額（無利子）

貸付金は無利子で、次のとおり貸付上限額の範囲内で希望する金額を貸付けます。

貸付金の種類	貸付上限額	留 意 事 項
修 学 資 金	総額 1,200,000円 月額 50,000円	・貸付期間は原則２年間。ただし正規の修学期間が２年を超える養成施設に在学している場合は、２年分の修学資金に相当する金額の範囲であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができます。
入学準備金	200,000円	平成30年度入学した学生対象
就職準備金	200,000円	卒業年度の最終回に貸付
生活費加算	家賃相当額	生活保護世帯またはそれに準ずる世帯が対象

※入学準備金、就職準備金及び生活費加算は単独で貸付けできません。

６　申請手続

（１）申請に必要な書類等（次ページ「表１」）参照）を揃え、養成施設に提出して下さい。

（２）養成施設において受理した申請書類を取りまとめ、推薦書を作成のうえ、申請期限の**平成30年６月15日（金）**【必着】までに茨城県社会福祉協議会へ提出して下さい。

※　修学資金貸付申請書、その他添付書類等に不備がある場合は、受理できません。記入もれ、記入誤りや必要な書類が揃っているかどうか、提出前に確認して下さい。

【表1】申請に必要な書類等

番号	申請に必要な書類等	注意事項
1	修学資金貸付申請書 （第１号様式）	①申請者記載欄は申請者本人の自筆により、かい書で丁寧に記入して下さい。また、申請者の認印を押印し、証明写真を添付して下さい。 ②連帯保証人（申請者が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人であること）記載欄は、連帯保証人の自筆により、かい書で記入して下さい。また、連帯保証人の実印を捺印して下さい。
2	住民票謄本１通 ＜市町村長等が発行するもの＞ ＊申請者が単身世帯の場合は、生計維持者の世帯の住民票謄本１通と申請者世帯の住民票謄本１通合計２通必要	①平成30年４月１日以降発行されたもの。 ②世帯全員の住民票 ③世帯主等続柄、筆頭者名が記載されていること ④マイナンバー、本籍地の記載は不要
3	住民票に記載されている18歳以上の家族全員分の市町村民税課税額を証明する書類 ＜市町村長等が発行するもの＞	①申請者も含め住民票に記載されている18歳以上の家族全員分必要です。（発行日現在最新もの） ※課税額が０円でも、課税証明書または非課税証明書が必要です。
4	連帯保証人に関する証明書 （１）連帯保証人の印鑑登録証明書 （２）連帯保証人の収入額を証明する次のいずれかの書類１通 ア　市町村長が発行する所得証明書 イ　源泉徴収票（原本）	・上記３の市町村民税課税額を証明する書類に連帯保証人の収入額が記載されている場合は省略することができます。
5＊	連帯保証人が法定代理人であることの証明書＊	・連帯保証人が法定代理人で、申請者と姓が異なる場合、申請者又は法定代理人の戸籍抄本等法定代理人であることを証明する書類が必要です。
6	推薦書（第４号様式）	養成施設が作成して下さい。
7	直近の学業成績証明書	在学中の養成施設での成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校の成績証明書
8＊	奨学金等の給付を受けている証書等の写し＊1枚	※奨学金等の給付を受けている人のみ必要
9＊	離職後２年以内であることを証明する書類（離職証明書等）１通	※中高年離職者のみ必要
10＊	生活保護受給証明書＊	※生活費加算を申請するときに必要
11＊	その他＊	茨城県社会福祉協議会において必要と認める書類

＊印５、８、９、10、11については該当者のみ提出

申請書の証明写真についての注意事項	
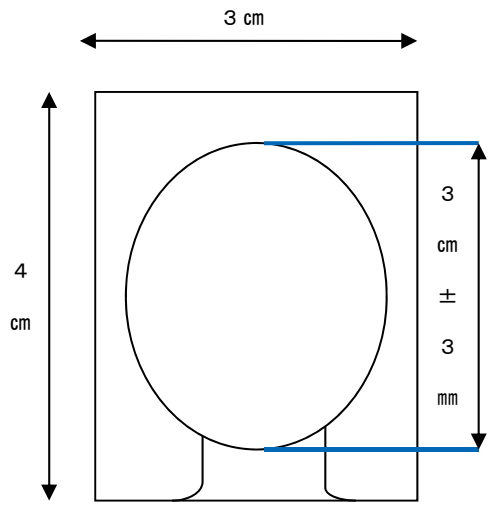	**<申請書に貼付する証明写真>** 1　縁なしで、サイズは縦４センチメートル、横３センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが３センチメートル（±３ミリメートル） 2　申請者本人のみが撮影されたもの 3　提出の日付前６月以内に撮影されたもの 4　正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの ※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。 ア　毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの イ　目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等） ウ　不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの エ　平常時の相貌と著しく異なるもの

7　貸付決定

提出された申請書類等を審査のうえ貸付けの可否を決定し、結果を申請者あて文書で通知します。

また、養成施設に対しても審査結果を文書で通知します。

8　貸付契約（保育士修学資金貸付制度説明会への参加）

貸付決定後、申請者と茨城県社会福祉協議会との間で貸付契約を締結します。

必ず申請者である学生ご本人が次ページの日程で茨城県社会福祉協議会が開催する「平成30年度保育士修学資金貸付制度説明会」に出席し、貸付契約締結の手続きをして下さい。

また、貸付契約の締結には、申請者ご本人の実印、印鑑登録証明書及び貸付金の振込口座（ゆうちょ銀行を除く）が必要です。

＜平成30年度保育士就学資金貸付制度説明会開催日（予定）＞

回数	開催予定日	受付	場　　所
1	平成30年８月18日（土）	９：30	茨城県総合福祉会館（水戸市）
2	平成30年８月20日（月）	13：30	茨城県総合福祉会館（水戸市）
3	平成30年８月21日（火）	13：30	茨城県総合福祉会館（水戸市）

※１　日程は変更することがありますが、その際は文書でお知らせします。

※２　上記日程以外に説明会を開催する場合があります。詳細は、貸付決定の通知と一緒にお知らせします。

契約に必要な実印及び印鑑登録証明書

貸付契約は学生さん自身に契約手続きを行っていただきます。

学生さんの実印及び印鑑登録証明書が貸付契約に必要となりますので、まだ、実印を登録していない方は、早めに市町村窓口で実印の登録を行い、上記日程までに準備しておいて下さい。

市町村での登録から印鑑登録証明書の発行までに10日前後の時間がかかる場合があります。

９　貸付金の交付

貸付金は原則として年４回に分けて、指定された学生さん名義の口座へ振込みます。

ただし、平成30年度契約締結分の初回振込みについては、平成30年９月下旬に４月から９月までの2回（６ヶ月）分を一括で振込む予定です。

また、貸付けを行う全員に振込予定日のお知らせを送付します。

貸付金支払いスケジュール（予定）

	平成30年度契約締結分平成30年度貸付金支払いスケジュール											
	４月分	５月分	６月分	７月分	８月分	９月分	10月分	11月分	12月分	１月分	２月分	３月分
送金時期	平成30年９月下旬						平成30年12月下旬			平成31年３月下旬		
	平成30年度契約締結分平成31年度貸付金支払いスケジュール											
	４月分	５月分	６月分	７月分	８月分	９月分	10月分	11月分	12月分	１月分	２月分	３月分
送金時期	平成31年６月下旬			平成31年９月下旬			平成31年12月下旬			平成32年３月下旬		

10　契約解除

次の場合は修学資金貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。

（１）申請者が貸付を辞退したとき

（２）養成施設を停学又は退学したとき

（３）留年したとき（ただし風水害、その他やむを得ない事情がある場合はご相談下さい。）

（４）虚偽又は不正な申請により貸付を受けたとき

11　貸付金の返還

修学資金は、契約解除や保育業務に従事しないなど返還免除事由に該当しない場合、貸付けを受けた期間の２倍に相当する期間内（返還猶予された期間があるときは、この期間と猶予された期間を合算した期間内）に、月賦、半年賦の均等払もしくは一括払の方法により返還していただきます。

なお、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

12　返還免除について

養成施設を卒業後、１年以内に保育士登録し、保育士（又は保育教諭）として茨城県内の保育所等（５ページ表１参照）において引続き５年間（県内の過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設入学時45歳以上でかつ離職後２年以内の者）が業務に従事した場合は３年間）業務に従事した場合、修学資金の返還債務が免除されます。

＜茨城県内の過疎地域＞

大子町、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村・旧金砂郷町にあたる地域、
常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、
城里町のうち旧七会村にあたる地域

13　貸付後の手続き

貸付後も、養成施設在学中、卒業したとき、就職したとき等、返還免除となるまでの期間、毎年提出する書類や手続きがあります。詳細は、貸付契約時にご説明します。

様式集

～保育士修学資金貸付制度～

申請書類記入上の注意

申　請　書　記入例

チェックリスト

修学資金貸付申請書

推　薦　書

修学資金等辞退届

修学資金等借用証書　見　本

保育士修学資金等振込口座申込書　見　本

※申込書類記入上の注意

①申請書は黒のボールペン・万年筆等で申請者が自筆（パソコン不可）で記入し、文字を訂正する際は、修正テープ（液）等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押し、空白の部分に書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）

②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、受理できません。

③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、必ず連帯保証人による署名及び連帯保証人の実印による捺印でお願いします。（連帯保証人以外の方の代筆による署名では、貸付できませんので、ご注意下さい。）また、文字を訂正する際は、修正テープ（液）等は使用せず、訂正箇所に二重線を引き、連帯保証人の実印を訂正印として押印し、空欄に正しい内容を記載して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）

※申請書に貼付する写真についての注意事項

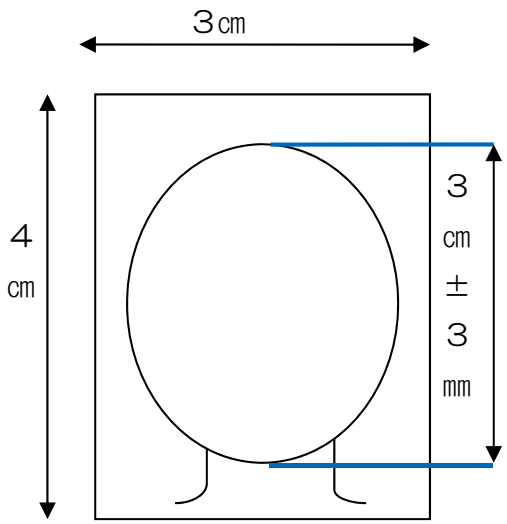

＜申請書に貼付する証明写真＞

1　縁なしで、サイズはタテ４センチメートル、ヨコ３センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが３センチメートル（±３ミリメートル）

2　申請者本人のみが撮影されたもの

3　提出の日付前６月以内に撮影されたもの

4　正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの

※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。

ア　毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているもの

イ　目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）

ウ　不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているもの

エ　平常時の相貌と著しく異なるもの

※記載した内容を訂正する場合は、修正部分に二重線を引いて訂正印を押して下さい。

＜記載例＞

第１号様式

修学資金貸付申請書

（申請日）　平成 30 年4月 16 日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

※申請者が楷書で丁寧に記入して下さい

【申請者記入欄】

※貸付番号及び貸付開始年月
（県社協記入欄）　年　月

（写 真）
縦 4 cm×横 3 cm

（ﾌﾘｶﾞﾅ） 申請者氏名	シャカイ　ハナコ 社会　花子　印	性別	男 ・ 女
生年月日	昭和・平成　10年　9月　2日　年齢　18歳		
申請者住所	〒310－8586 茨城県水戸市千波町○○ 電話番号　029（●●●）△△△△		
養成施設の名称	●●短期大学	入学	平成 30 年4月
学部・学科・課程・ｺｰｽ名	□□□学科　保育士コース （第　1学年）	修業年限　2　年　箇月 卒業予定　32 年　3 月	
卒業後の就労先	茨城県内の保育所	（希望・内定）	
貸付申請期間	平成 30 年　4 月から　平成 32 年　3 月まで（24 箇月）		
申請金額	①修学資金　月額　50,000 円×24 箇月分＝1,200,000 （月額 50,000 円以内）　計（ 1,200,000 円） ②入学準備金　（ 200,000 円）（200,000 円以内） ③就職準備金　（ 200,000 円）（200,000 円以内） ④生活費加算　（　円）（月額　円） 総　額（①＋②＋③＋④）　1,600,000 円		
返還時期	平成 32 年　4 月　から　平成 36 年　3 月まで		
返還方法	月賦　・　半年賦　・　一括		
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	□ 申請中　※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の ☑借用中 □ なし　……独立行政法人……日本学生支援機構……		

アパート、マンション名等も記載して下さい。

貸付期間の２倍以内の期間を記入して下さい。

借用中の場合は、それを証明する書類を添付して下さい。
【例】
奨学生証のコピー
決定通知書のコピーなど

申請者の履歴・賞罰等	年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。
				（学歴）
	平成	30	3	茨城県立●●高等学校卒業
	平成	30	4	●●短期大学□□□学科保育士コース入学
	平成	32	3	●●短期大学□□□学科保育士コース卒業見込
				（免許）
	平成	30	3	普通自動車運転免許取得
				（職歴・賞罰）　なし

書ききれない場合は自分で別紙を用意し、そちらに記入して下さい。

直近（平成 29 年度）の県市町村民税課税証明書の課税額（年税額）を記載して下さい。

申請者の家族の状況	続柄	氏名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	平成 29 年度の課税額
	本人	社会　花子	18	同居・別居	●●短期大学	0円
	父	社会　太郎	50	同居・別居	株式会社●●産業	××，×××円
	母	社会　花	46	同居・別居	●●●店	××，×××円
	兄	社会　次郎	21	同居・別居	●●大学在学中	0円
	祖母	社会　梅	72	同居・別居	なし	0円

※連帯保証人が楷書で丁寧記入して下さい

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、保育士修学資金の貸付が決定された場合
金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利　ることに同意します。

連帯保証人の印鑑登録証明書と同じ実印を押して下さい。

連帯保証人					
	フリガナ	シャカイ　タロウ	実印	性別	申請者との関係
	氏名	社会　太郎	実印	男・女	父
	生年月日	昭和・平成　41年　8月　2日　年齢　51歳			
	住所	〒310－8586 茨城県水戸市千波町○○ 電話番号029（●●●）■■■■			
	勤務先等　名称	株式会社　■■■■■			
	勤務先等　所在地	〒317－0073 茨城県日立市○○○○　電話番号　0294（○○）○○○○			
	年収（税込額）	×，×××，×××円	雇用形態	☑正規　□パート　□その他	

※連帯保証人の押印は**実印**でお願いします。

※連帯保証人の直近の**所得証明書または源泉徴収票（原本）、印鑑登録証明書を添付**すること。

保育士修学資金申請チェックリスト

※提出書類と一緒に本チェックリストも養成校あて提出してください。

養成校等（学校名）　　氏名

【記載内容確認チェック】

内容			チェック	備考
1	第１号様式 【申請者記載欄】	すべて記入した	□	申請者 直筆のこと
2		押印した	□	
3		期間と申請金額は正しい	□	
4		履歴欄・家族の状況等を記載した	□	
5	第１号様式 【連帯保証人記載欄】	連帯保証人は法定代理人である	□	連帯保証人 直筆のこと
6		すべて記入した	□	
7		押印した（実印です）	□	

注）直筆できない理由がある場合は、茨城県社会福祉協議会までご相談ください。

【提出書類チェック】

内容		チェック	養成校チェック	備考
1	第１号様式（修学資金貸付申請書）Ａ３版	□	□	
2	申請者の世帯全員の住民票（個人番号（マイナンバー）記載なしのもの）※続柄は記載されていますか？	□	□	
3	申請者の世帯全員（18歳以上）のＨ２９年度の市町村県民税課税証明書	□	□	
4	連帯保証人　所得証明書または源泉徴収票（原本） 印鑑登録証明書	□ □	□	
5	連帯保証人が法定代理人であることの証明書	□	□	該当者のみ
6	推薦書	□	□	養成校添付
7	学業成績証明書	□	□	
8	他の貸付金等がある場合はそれが確認できる書類	□	□	該当者のみ
9	離職して２年以内であることが確認できる書類（中高年離職者として申込む場合）※１	□	□	該当者のみ
10	生活保護受給者証、または生活保護に順ずる経済状況が確認できる書類（生活費加算を申込む場合）　※２	□	□	該当者のみ
11	その他	□	□	該当者のみ

※１　中高年離職者とは、入学時４５歳以上で、離職して２年以内の方をいいます。

※２　詳細はお問い合わせください。

【その他】

・茨城県社会福祉協議会では、申請書類の記載内容の確認及び審査を行い、貸付の可否について決定します。

・申請書類を確認した結果、必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。

第１号様式

修学資金貸付申請書

（申請日）　平成　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に基づき、本修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【申請者記入欄】

※貸付番号及び貸付開始年月	
	年　　月

（写 真）
縦４cm×横３cm

(ﾌﾘｶﾞﾅ) 申請者氏名		性別	男 ・ 女
	㊞		
生 年 月 日	昭和・平成　　年　　月　　日　　年齢　　歳		
申 請 者 住 所	〒　　－ 電話番号　　（　　）		
養 成 施 設 の 名 称		入学	平成　　年　　月
学部・学科・課程・ｺｰｽ名	（第　　学年）	修業年限	年　　箇月
		卒業予定	年　　月
卒業後の就労先	（希望・内定）		
貸付申請期間	平成　　年　　月　から　平成　　年　　月　まで（　　箇月）		
申 請 金 額	①修学資金　月額　　円×　　箇月分＝ （月額50,000円以内）　計（　　円） ②入学準備金　（　　円）（200,000円以内） ③就職準備金　（　　円）（200,000円以内） ④生活費加算　（　　円）（月額　　円）×　　箇月分		
	総　額（①＋②＋③＋④）　　円		
返 還 時 期	平成　　年　　月　　から　平成　　年　　月まで		
返 還 方 法	月 賦 ・ 半 年 賦 ・ 一 括		
他の公的給付・貸付又は修学資金等申請借用状況	□ 申請中　※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の名称 □ 借用中 □ な し　……		

申請者の履歴・賞罰等	年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。

申請者の家族の状況	続柄	氏　　名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	平成28年度の課税額
	本人			同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円
				同居・別居		円

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、保育士修学資金の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人					
	フリガナ		実印	性　別	申請者との関係
	氏　　名			男・女	
	生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日　　年齢　　歳			
	住　　所	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
	勤務先等 名　称				
	勤務先等 所在地	〒　　－ 電話番号　　（　　）			
	年収（税込額）	円	雇用形態	□正規　□パート　□その他	

※連帯保証人の押印は実印でお願いします。

※連帯保証人の直近の所得証明書または源泉徴収票（原本）、印鑑登録証明書を添付すること。

第４号様式

推　薦　書

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

養成施設の所在地

電話　　（　　）

養成施設の名称

養成施設の長の職及び氏名

㊞

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるので推薦いたします。

種　別	保 育 士
課程名	
入学年月日	平成　　年　　月　　日
卒業（修了）予定年月日	平成　　年　　月　　日
学　　年	第　　学年
氏　　名	
他奨学金・修学資金等 申請・借用の有無	無　・　有　　申請書のとおり確認しました。 ※有りの場合 （奨・修学資金名　　）
所　見 （人物・成績等）	
推薦理由	
推薦順位	位／　　人中

第８号様式

修学資金等辞退届

年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

〒
借受人　住所
（電話　　）
氏名　　印

私は、　　年　　月　　日付けで承認された保育士修学資金等貸付を下記のとおり辞退します。

記

貸付番号	
辞退年月日	年　　月　　日
辞退金額	円
辞退する理由	

※貸付契約に使用します。（貸付の決定通知と一緒に郵送）　**見　本**

第７号様式

印紙
貼付　実印

修学資金等借用証書

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会長　様

貸　付　番　号	Ｈ１８－	
養成施設等の名称		
借受人の住所	〒　－	
フリガナ		生　年　月　日
借受人氏名	実印	昭和・平成　　年　　月　　日 （　　歳）

私は、借受人として次のとおり修学資金等貸付け決定通知を受けました。この資金は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程等の規定に従い返還いたします。

借用期間	平成　　年　　月　から　　平成　　年　　月　まで　　箇月
修　学　資　金	総額　　円　（月額　　円）
入 学 準 備 金	円
就 職 準 備 金	円
生 活 費 加 算	円
借用金額合計	円
返還方法	月　賦　・　半年賦　・　一　括

連帯保証人　　住所　〒

借受人との関係

氏名　　実印

私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯してその債務を負担いたします。

法定代理人　　住所　〒

借受人との関係

氏名　　実印

※　借受人・連帯保証人ともすべて実印で押印してください。

※貸付契約に使用します。（貸付の決定通知と一緒に郵送）　**見　本**

様式第３号

保育士修学資金等振込口座申込（変更）書

平成　　年　　月　　日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長　様

貸付番号		
申出の事由	１：新規　２：口座の変更　３：その他（　　）	
住　所	〒　－	
フリガナ		生年月日
氏　名	㊞	昭和・平成　年　月　日 （満　歳）

私は，次のとおり保育士修学資金等の振込口座を申し出（　変更を申し出　）ます。

振込先	金融機関等の名称	（金融機関等の名称）				（支店名称）			
	口座の種類	１：普通預金　２：当座預金							
	口座番号								
口座名義	（ﾌﾘｶﾞﾅ）								

※注意事項

１　口座は貸付申請者本人名義のものとしてください。

２　ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定してください。

３　口座番号は左詰で記入してください。

４　申し出た口座の金融機関の通帳の写し（名義人ｶﾅ、口座番号、金融機関コード、店番号（３ｹﾀ））がわかる部分）を添付してください。

お問い合わせ先

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586　茨城県水戸市千波町1918番地　茨城県総合福祉会館3階

TEL：029-350-8366 ／ FAX：029-244-4652

（平日午前９時から12時、午後１時から５時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ　http://www.ibaraki-welfare.or.jp/

又は

茨城県社協　保育士修学資金　検索

地図アクセス

■バス……JR水戸駅北口６番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約20分）。

■車……常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10㎞。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約７㎞。